

○松本市宿泊税条例

令和 7 年 9 月 22 日

条例第 53 号

（宿泊税）

第 1 条 松本市の誇りである大いなる自然、文化、芸術及び学びの魅力を高め、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図り、次世代へ継承する施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項の規定に基づき、宿泊税を課する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（同条第 4 項に規定する下宿営業を除く。）に係る施設又は住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (2) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (3) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び松本市市税条例（昭和 26 年条例第 26 号）において使用する用語の例による。

（納税義務者）

第 3 条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（税率）

第 4 条 宿泊税の税率は、宿泊者 1 人 1 泊につき 150 円とする。

（課税免除）

第 5 条 宿泊税は、次に掲げる宿泊に対しては、これを課さない。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校の教育活動又は研究活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- (2) 次に掲げる施設の満 3 歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事として宿泊する場合（当該施設の長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的

保育事業、同条第 10 項に規定する小規模保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第 39 条第 1 項に規定する保育所並びに同法第 59 条の 2 の規定による届出をした認可外保育施設

(3) 前 2 号に掲げる宿泊のほか、教育上の必要その他の特別の事情により市長が必要と認める宿泊

(免税点)

第 6 条 宿泊税は、宿泊料金が宿泊者 1 人 1 泊につき 6,000 円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

(徴収の方法)

第 7 条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第 8 条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めるときは、宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入)

第 9 条 特別徴収義務者（特定宿泊施設（宿泊料金が宿泊者 1 人 1 泊につき 6,000 円以上となる宿泊がない宿泊施設をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者（以下「特定特別徴収義務者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、毎月末日までに、宿泊施設ごとに前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、前項の税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより市長が指定した者であるときは、同項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び当該納入申告書に係る納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び当該納入申告書に係る納入金の納入期限と同一とする。

1 月及び 2 月	3 月
4 月及び 5 月	6 月
7 月及び 8 月	9 月
10 月及び 11 月	12 月

3 特別徴収義務者は、その特別徴収すべき宿泊税に係る宿泊施設の経営を 1 月以上休止しようとするとき又は廃止したときは、前 2 項の規定にかかわらず、その日から

1 月以内に、その休止しようとする日又は廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税に係る納入申告書を市長に提出するとともに、当該納入申告書に係る納入金を納入しなければならない。

- 4 市長は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。
(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 特別徴収義務者(特定特別徴収義務者を除く。)は、宿泊施設の経営を開始しようとする日前5日まで(第8条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は、同項の指定を受けた日から10日以内)に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

- 2 特定特別徴収義務者は、当該特定特別徴収義務者が経営する特定宿泊施設が特定宿泊施設に該当しなくなったときは、その日から10日以内に、特定宿泊施設に該当しなくなった宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

- 3 前2項の登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 宿泊施設の所在地及び名称
- (3) 客室数その他設備の概要
- (4) 経営開始年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録しなければならない。

- 5 市長は、前項の規定による登録をしたときは、登録特別徴収義務者に対し、宿泊税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

- 6 前項の証票の交付を受けた登録特別徴収義務者は、当該証票を当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 7 第5項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

- 8 第5項の証票の交付を受けた登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅したときは、その消滅した日から10日以内に当該証票を市長に返さなければならない。

- 9 登録特別徴収義務者は、第3項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を市長に申請しなければならない。

- 10 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

1 1 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

1 2 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第11条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認めるとき又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 市長は、前項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、同項の規定による還付若しくは納入の義務の免除又は前項の規定による充当の実施の要否について、当該申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿記載等の義務)

第12条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる事項を帳簿に記載し、当該帳簿を第9条第1項から第3項までの規定により納入申告書を提出した日(特定特別徴収義務者にあつては、同条第1項に規定する納入申告書を提出すべき日)の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数及び宿泊税額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに次に掲げる書類を作成し、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(1) 宿泊に係る売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第13条 特別徴収義務者は、前条第1項に規定する帳簿の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成するときは、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第2項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成するときは、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、前条第2項に規定する書類(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部について、当該書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録するときは、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えることができる。

(帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第14条 特別徴収義務者は、第12条第1項に規定する帳簿の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成するときは、規則で定めるところにより、当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条及び次条において同じ。)による保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、第12条第2項に規定する書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成するときは、規則で定めるところにより、当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により第12条第1項に規定する帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は前条第2項の規定により第12条第2項に規定する書類に係る電磁的記録の保存をもって当該書類の保存に代えている特別徴収義務者は、当該帳簿又は当該書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該帳簿又は当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿又は当該書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(帳簿の電磁的記録等に対する法令等の規定の適用)

第15条 第13条又は前条に規定する規則に定めるところに従って備付け及び保存が行われている帳簿又は保存が行われている書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令又はこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿又は当該書類とみなす。

(納税管理人)

第16条 特別徴収義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちか

ら納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から１０日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定め、これを定める必要が生じた日から１０日以内に市長に申請して、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても、同様とする。

- ２ 前項の規定にかかわらず、市内に住所等を有しない特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から１０日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

- 第１７条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第６条の２２の４第６号及び第６条の２２の９第４号の規定による条例で指定する法定外目的税とする。

（賦課徴収）

- 第１８条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、地方税に関する法令又は松本市市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第２条中「この条例」とあるのは「この条例及び松本市宿泊税条例（令和７年条例第 号）」

と、同条例第４条の２中「（２） 入湯税」とあるのは「（２） 入湯税
（３） 宿泊税」と、同条例第５条

第１項中「この条例又はこれ」とあるのは「この条例若しくは松本市宿泊税条例又はこれら」と、同条例第１８条の２第１項中「法又はこの条例」とあるのは、「法、この条例又は松本市宿泊税条例」とする。

（委任）

- 第１９条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

- 第２０条 次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

- （１）第１０条第６項、第７項又は第８項の規定に違反したとき。
- （２）第１２条第１項の規定により帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、同項の帳簿を隠匿し、又は同項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかったとき。
- （３）第１２条第２項の規定により作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、同項の書類を隠匿し、又は同項の規定に違反して同項の書類を

同項に定める期間保存しなかったとき。

（両罰規定）

第 21 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

（過料）

第 22 条 第 16 条第 2 項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第 1 項の規定による承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由なく申告をしなかった場合においては、当該特別徴収義務者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（適用区分）

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

（経過措置）

3 施行日において現に宿泊施設を営んでいる者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第 10 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「宿泊施設の経営を開始しようとする日前 5 日まで」とあるのは、「附則第 3 項の規定により宿泊施設の経営を開始するものとみなされた日から 5 日以内」とする。

（税率の特例）

4 施行日から同日以後 3 年を経過する日までの間における宿泊（同日からその翌日にかけて行われる宿泊を含む。）に係る宿泊税の税率は、第 4 条の規定にかかわらず、宿泊者 1 人 1 泊につき 100 円とする。

（準備行為）

5 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付は、施行日前においても、第 8 条第 2 項並びに第 10 条第 1 項（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第 4 項、第 5 項及び第 9 項の規定の例により行うことができる。

（賦課徴収の方法の特例）

6 長野県が長野県宿泊税条例（令和 7 年長野県条例第 23 号）の規定により市内の宿

泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し課する宿泊税（以下この項及び次項において「県宿泊税」という。）がある場合は、法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき、県宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

（県宿泊税に係る督促、滞納処分等）

- 7 市長は、県宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

（検討）

- 8 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。